最終更新日：2016年9月9日
株式会社ネクシィーズグループ
代表取締役社長　近藤　太香巳
問合せ先：03-5459-7444
証券コード：4346
https://www.nexyzgroup.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

企業統治（コーポレート・ガバナンス）は、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者との関係における健全な企業経営を遂行するための基本的枠組みのあり方と認識しております。
主要な要素については次の様に考えております。

a.経営監督機構
経営の効率化を図る妥当性監査の重要性が高まっているなか、監査役が行う適法性監査に加え、社外取締役制度等の導入を検討する必要がある。

b.企業倫理
単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体ではなく、広く社会にとって有用な存在である必要がある。

c.コンプライアンス
法令の遵守に加え、社会的良識に則って行動する必要がある。

d.アカウンタビリティ
経営者が適正な財務諸表の開示、有効な内部統制システムの構築、監査の実施等により株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者に対する「アカウンタビリティ」を遂行することにより、企業経営の透明性を確保しなければならない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4　議決権の電子行使と招集通知の英訳
　当社は機関投資家や海外投資家等の比率等も踏まえ、議決権の電子行使は実施しておりません。また、招集通知の英訳は実施しておりませんが、決算短信のサマリー情報の英訳を、当社のホームページ上で開示しております。今後の株主構成等の状況を勘案しつつ、それぞれ実施を検討してまいります。

補充原則4-1-2　中期経営計画の活用
　当社は投資家に対する将来のコミットメントとして中期経営計画は非常に重要であると認識しております。
一方で、ここ数年の当社は、時代のニーズに合わせて取扱い商材を大きく変化させると同時に、事業構造も急激に変化させてまいりました。このような経営環境が著しく変化する状況の中で、不明確な中期経営計画を提供することは必ずしも適切ではありませんでした。そのため、今までは今後1年間の将来予想に加え、事業の展望と目標数値の公表にとどめておりました。
しかしながら、現在は事業基盤が強固になりつつあり、成長に伴う事業の継続的な展開が見込まれることから、今後は中長期経営計画の公表とその後の要因分析の実施について具体的に検討してまいります。

原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
　当社は東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たす社外取締役を1名選任しております。また、独立役員として社外監査役1名を登録しております。社外取締役からは第三者としての目線と、経営者としての豊富な知見に基づき、当社の経営戦略やガバナンス等に関して様々な助言や提案を頂いております。
その内容は取締役会等で検討を行い、随時当社の経営体制に反映させております。そのため、現在の体制で十分に経営の監視及び監督が機能できているものと考えております。
今後は、より経営の実効性を高めるべく、社外取締役の追加選任又は監査等委員会設置会社への移行も含めて検討してまいります。

補充原則4-10-1　指名・報酬などに関する独立社外取締役の適切な関与・助言
　当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役はおりません。取締役の指名・報酬などの特に重要な事項を検討するにあたっては、取締役会にて適切に審議を行った上で決議しております。重要な事項については、社外取締役から幅広く高度な見識と豊富な経験に基づく様々な助言を頂いております。また、経営陣幹部の指名・報酬の決定については経営会議で慎重に審議の上、決定しております。そのため、現在の当社の企業統治体制は適切なものと考えております。
しかしながら、今後更なるガバナンス体制の強化を図るべく、独立社外取締役の選任を検討してまいります。

補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要
　取締役会全体の実効性につきましては、当社では社外取締役から必要に応じて、分析・評価を受けております。これにより、取締役会における意見交換の活発化や運営方法の見直しが図られております。今後も取締役会機能のさらなる向上を図ってまいります。なお、分析・評価方法につきましては更に仕組み化する事を検討し、併せて結果の開示も検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-7　役員や主要株主等との取引に関する手続の策定とその枠組みの開示等
　当社は、役員や主要株主等との取引については、当社及び株主の利益を害することがないよう、取引が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会にて決議することとしております。
また、関連当事者間の取引については、会社法及び金融商品取引法その他の法令・規則に従い開示いたします。

原則3-1　経営理念、経営戦略、経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本方針等の 開示
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、当社ホームページに掲載しております「企業理念」をご参照ください。
http://www.nexyzgroup.jp/company/philosophy.html
経営戦略、経営計画につきましては、当社ホームページに掲載しております「決算説明会資料」をご参照ください。
http://www.nexyzgroup.jp/investor/presentation.html

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書1-1「基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針につきましては、継続的かつ中期的な業績向上へのモチベーションの高揚を促し、企業価値の向上を図ることを目的に業績等の経営環境及び各取締役・経営陣幹部の職責に応じて報酬額を決定しております。
上記方針に基づいて、経営陣幹部の報酬につきましては、経営会議で決定しております。取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された総額の範囲内で社外取締役の意見も踏まえて適切に審議し、取締役会にて決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任につきましては、経験が豊富で、人格に優れた人材を候補者とすることを基本方針としております。
役員の選任つきましては、人格、見識に優れた者で、経験や専門性を踏まえた上で適切な人材を候補者とすることを基本方針としております。事前に取締役会において、候補者の推薦理由、略歴等を勘案して、慎重に検討した上で決定しております。
上記方針に基づき、経営会議で候補者について慎重に検討した上で指名しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
・社外役員に関する指名理由については、選任時の定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載のとおりであります。
・社内役員に関する指名理由については、定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載された各人の経歴等が、当社の取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての(4)に記載の方針に適合している者を指名しております。
・経営陣幹部に関する選任理由については、(4)に記載の方針に基づき、個々別に検討し条件を満たす者を選任しております。

補充原則4ー1ー1　経営陣に対する委任の範囲
取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項の他、当社取締役会規程及び職務権限規程に定められた重要事項について判断・決定しております。その際、実務上個々の取締役への委任が必要となる場合は、その事項や裁量を明確にして決定しております。
そのほか、経営陣は職務権限規程に基づき、各管轄部署の責任者として意思決定権を持っております。

原則4ー9　社外取締役の独立性基準
東京証券取引所の定める基準に従い、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、豊富な経験と知見を有した人物を選定いたします。

補充原則4ー11ー1　取締役の公正に関する考え方
当社の取締役につきましては、3-1(4)に記載の基本方針に基づいて指名しております。法人の代表者としての経営経験があり、かつ営業部門と管理部門それぞれの統括責任者
としての実務経験や知見を有している社内出身の取締役と、幅広く高度な見識と豊富な経験により経営の監視や適切な助言を期待できる社外取締役で構成されております。
当社の取締役会は社外取締役1名を含む5名で構成されており、持株会社として適切な規模で運営されております。

補充原則4ー11ー2　取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況
他の上場会社役員の重要な兼任状況につきましては、毎年株主総会招集ご通知の「重要な兼職の状況」で開示しております。当社の社外役員は上場会社役員を兼任または、過去に上場会社役員を経験している者で構成されており、その高度な見識と豊富な経験が取締役会全体の実効性を高めております。
なお、株主総会招集ご通知につきましては、当社HPにも掲載しております。
http://www.nexyzgroup.jp/investor/sokai.html

補充原則4ー14ー2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社の取締役、監査役につきましてはそれぞれが業務に必要な知見や経験を有しておりますが、有識者との対話等の機会を設けているほか、役員間で情報共有しております。
そのほか、取締役(社外取締役を除く)については、経営者交流会において実施される経営者や様々な実績を持つ著名人のセミナーを聴講しております。また、経営の現場に外部からマネジメントや経営に関するコンサルタントを招聘し、実践的な議論を積み重ねて経営体制の更なる進化を図っております。常勤監査役については、監査業務に必要となる様々なセミナー・研修に参加する機会を設けております。また、社外取締役、社外監査役については、上場企業の代表者又は上場企業の代表者の経験者であり、必要に応じて様々な情報共有を行っております。
今後も経営環境の変化に対応し、外部機関を活用したトレーニングの機会を継続的に設けてまいります。

原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
当社では、機関投資家からの面談申込みには、代表取締役又は担当取締役が対応しております。また、その他の問い合わせにつきましても社長室と管理本部が連携して対応しております。各種情報共有に加えて、投資家からご意見を頂戴した場合には、経営陣に迅速に報告する体制を整備しております。
また、株主との建設的な対話を促進するための施策として、情報開示の充実にも積極的に取り組んでおります。具体的には、適時開示の内容充実や当社ホームページを通じて、プレスリリースによる情報公開の実施、決算説明会の動画配信及び資料の提供、株主総会で事業に関するプレゼンテーションの実施等を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
近藤　太香巳	4,395,680	32.77
ネクシィーズ従業員持株会	1,141,120	8.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	579,600	4.32
山本　司	168,730	1.26

BNYML－NON TREATY ACCOUNT	168,200	1.25
大前 成平	157,730	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	146,200	1.09
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	129,000	0.96
株式会社熊谷正寿事務所	129,000	0.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	114,697	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷　正寿	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷　正寿		―――	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外取締役として経営に反映していただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一 層の強化を図るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会を原則3ヶ月に1 回開催し、また必要あるときは随時開催を行い、必要に応じて意見交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に勤めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木　巌	他の会社の出身者													
佐藤　裕久	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木　巌	○	―――	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査を行っていただけると考えたため、 当社の独立役員として指定しています。
佐藤　裕久		―――	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資するすることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの補足説明につきましては、下記のとおりです。
なお、それぞれ平成28年6月末時点の情報を記載しております。

第3回新株予約権
発行日 平成24年3月9日
新株予約権の数 6万5,750個
新株予約権の目的となる株式数 6万5,750個
行使価額 200円
新株予約権を行使することが出来る期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
行使状況
平成28年9月期（6月末まで）において12,593個125,930株の行使があります。
主な行使条件
1.平成24年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において営業利益3億円を超過していること。
2.平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも300円を超えた場合。

第4回新株予約権
発行日 平成26年3月31日
新株予約権の数 1,317個
新株予約権の目的となる株式数 13万1,700個
行使価額 1,070円
新株予約権を行使することが出来る期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
行使状況 なし
主な行使条件
1.平成26年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において営業利益5億円を超過していること。
2.平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合。

第6回新株予約権
発行日 平成28年1月15日
新株予約権の数 8,040個
新株予約権の目的となる株式数 8万4,000個
行使価額 715円
新株予約権を行使することが出来る期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
行使状況 なし
主な行使条件
1.平成28年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において営業利益13億5千万円を超過していること。
2.平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対するサポート体制としては、
他の取締役と同様に取締役会の議案の連絡などの必要な情報の事前の伝達を行うほか、
万が一重大な事項が発生した場合、速やかに連絡する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は取締役会、監査役会を設置しております。取締役5名（内、社外取締役1名）、監査役3名（内、社外監査役2名）であります。

業務執行の体制
取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、重要な財産の取得および処分などの経営の重要事項の決定を行っております。
取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めております。
また、経営会議規程に基づき原則月1 回の経営会議を執り行っております。
業務を遂行していく上で、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、
関係者の意見調整、問題点把握に努めております。

監査機能について
監査機能については、監査役及び内部監査室、会計監査人による適正な業務・会計監査を行っております。

内部監査に関する基本方針
当社における内部監査の基本方針は、内部監査規程に基づき適正かつ公正な立場から、会社の財産及び業務・運営を的確に把握し、会社の保全を図るとともに、不正過誤を防止し各業務の改善効率の推進を図り、事業の健全なる発展に資することであります。

内部監査の目的
各部署の所轄業務が会社の経営方針及び諸規定に準拠し、適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適切な指導を行い、全社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。

監査役監査の内容
a.取締役の業務執行に関する遵守事項に関して取締役会に出席し、取締役に対し事実の存否を確認する。
b.会計監査人から監査報告書を受領するに際して、会計監査人が監査意見を形成するために審議の対象とした事項についての説明を求める。
c.会計監査人から監査実施説明書を受領し、次の留意事項等について説明を求める。
(1)会計方針及び表示方法の変更
(2)子会社等の財務状況、経営成績について
(3)オフバランスの取引状況
(4)経営者確認書における確認事項
(5)その他
d.以上の報告に基づき監査役会において監査役会監査報告書を作成することを決し、監査報告書を提出する。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9 月決算のため、株主総会は12 月開催となります。年末の多忙な時期であり、年の瀬の迫った25 日以降には開催せず、20 日近辺での開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	電子的方法による議決権の行使について、費用対効果を勘案しながら検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、自社ホームページに記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2 回（期末・中間）定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務ハイライト・決算短信・プレスリリース・決算説明会動画・等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報をIR担当に位置づけております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の新たな事業として、収益の一部をスポーツに関わる若者の育成支援に活用する「HOSHINODREAMS PROJECT」を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に係る方針として、IRポリシーを策定し、ホームページに掲載しております。
その他	機関投資家向け説明会の模様を後日、動画ファイルとしてホームページ上に掲載しております。また、プレスリリースにおいては適時に開示を行っており、ホームページ上にも原則同時刻に掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンスに係る社内規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役会に報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報・文書については、文書管理規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理に係る社内規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
また、取締役会の他に、毎月1 回開催される経営会議で当社のリスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に取締役によって構成される経営会議において議論及び審議を行う。
取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、グループ会社の代表取締役社長は、月1 回開催される当社経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。
当社はグループ会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援・助言を行う。また、当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会並びにグループ各社の社長に報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとする。
当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項の発生または発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
監査役が、取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施し、意見交換の行える体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社は、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力による不当要求にも断固とした態度でこれを拒絶いたします。
当社では、行動基準に反社会的勢力との対決として「私たちは、社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力および団体に屈することなく、断固として対決します。」と定め、この考えを全ての取締役および従業員に対し周知徹底を図っております。
また、反社会的勢力との接触や不当要求があった場合は、法務課が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら組織全体として対応いたします。

参考資料：巻末「模式図」をご覧ください。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

